

「児童館ガイドライン検討委員会」 開催要綱

1. 目的

近年、児童の健全育成の中核をなすべき児童館活動の低下が危惧されている。このような状況を改善し、より活発な児童館活動を推進していくため、雇用均等・児童家庭局育成環境課長が学識経験者等に参集を求め、地域における児童の健全育成を図る観点から、児童館ガイドラインの策定について検討を行うこととする。

2. 構成

- (1) 検討委員会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討委員会に座長を置き、構成員の互選により定める。

3. 検討事項

児童館ガイドラインの作成

4. 運営

- (1) 検討委員会は公開とする。
- (2) 検討委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局育成環境課が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局育成環境課長と協議の上、定める。